

平成19年8月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ワ)第7900号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成19年6月13日

判 決

静岡県富士宮市宮原497-4 ガーデンウォールA-102号室

原 告	小 野 田	英
同訴訟代理人弁護士	伊 藤 修	一
同	大 多 和	暁

東京都台東区西浅草三丁目24番14号

被 告	株 式 会 社 ア ネ ッ ツ
同代表者代表取締役	矢 沢 誠 一

東京都港区赤坂二丁目17番22号

被 告	株 式 会 社 ラ イ ブ ド ア ホールディングス
同代表者代表取締役	平 松 庚 三
同訴訟代理人弁護士	角 家 弘 志
同	江 木 晋
同	松 木 大 輔

東京都港区六本木六丁目10番1号

被 告	ヤ フ ー 株 式 会 社
同代表者代表取締役	井 上 雅 博
同訴訟代理人弁護士	森 亮 二
同	安 藤 広 人

東京都渋谷区桜丘町26番1号

被 告	GMOインターネット株式会社
同代表者代表取締役	熊 谷 正 寿
同訴訟代理人弁護士	前 田 哲 男

同 中 川 達 也

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告株式会社アネッツは、原告に対し、別紙1の各画像ファイルを自社において保管することを拒否せず、かつ、原告が作成したホームページ上で別紙1の各画像ファイルをインターネット利用者が閲覧することができるようにせよ。
- 2 被告株式会社アネッツは、原告に対し、シェル型 (Telnet) サービスの運用環境を提供し、インターネット利用者が、原告が開設している掲示板ソフトCGIプログラムを利用できるようにせよ。
- 3 被告GMOインターネット株式会社は、原告に対し、別紙1の各画像ファイルを自社において保管することを拒否せず、原告が作成したホームページ上で別紙1の各画像ファイルをインターネット利用者が閲覧することができるようにせよ。
- 4 被告ヤフー株式会社は、原告に対し、別紙1の各画像ファイルを自社において保管することを拒否せず、かつ原告が作成したホームページ上で別紙1の各画像ファイルをインターネット利用者が閲覧することができるようにせよ。
- 5 被告株式会社ライブドアホールディングスは、原告に対し、別紙2の各画像ファイルを自社において保管することを拒否せず、原告が作成したホームページ上で別紙2の各画像ファイルをインターネット利用者が閲覧することができるようにせよ。
- 6 被告アネッツは、原告に対し、200万円及びこれに対する平成18年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 7 被告GMOインターネット株式会社は、原告に対し、100万円及びこれに

に対する平成18年1月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

8 被告ヤフー株式会社は、原告に対し、100万円及びこれに対する平成18年1月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

9 被告株式会社ライブドアホールディングスは、原告に対し、100万円及びこれに対する平成18年1月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告らとの間でインターネット接続サービスを締結して、裸体の画像ファイルを自己のホームページ等に掲載していた原告が、被告らからホームページ等の閲覧停止措置等を受け、また、被告株式会社アネッツ（以下「被告アネッツ」という。）からシェル型サービスの提供を停止されたことについて、インターネット・サービス利用契約の債務不履行であると主張して、被告らに対し、契約に基づき上記ファイルの閲覧等を可能にするよう求めると共に、閲覧停止措置等によって表現の自由を侵害されたと主張して、不法行為に基づき、慰謝料の支払を求めた事案である。

1 前提事実（証拠、弁論の全趣旨により認定した事実以外は当事者間に争いがない。）

(1) 当事者

ア 原告は、ナチュラルズム（裸体主義。屋外においても裸で過ごすことも個人の自由として許容する主義）に共感し、日本に紹介しようとしている者である（甲6，8）。

イ 被告らは、インターネット・ユーザーに対する接続サービスの提供等を業とする者である（弁論の全趣旨）。

(2) インターネット・サービスの利用契約締結と閲覧停止等の経緯

ア 被告アネッツについて

(ア) 原告は、平成7年12月8日、被告アネッツ（契約当時の商号はアスクネット株式会社）との間で、「ASKインターネットサービス約款」

（甲イ5）の内容にしたがい、被告アネッツが提供するインターネット・サービスを原告が利用することができる「ASKNETインターネット接続サービス契約」を締結し、サービスの利用を開始した。

同契約には、シェル型サービス（ネット先のUNIXサーバーをユーザーが利用できる機能）の提供が含まれており、原告は、インターネット利用者に対して自己の主張を掲示し、読者と意見交換をすることができる自作掲示板CGIサービスを設置・利用できることとされた。

(イ) 平成16年10月5日、被告アネッツは、シェル型サービスを停止し、原告は、CGIサービスを利用できなくなった。

その後、平成17年2月21日、被告アネッツは、代替サーバを用意して復旧させたが、同年8月31日には代替サーバも起動しなくなり、シェル型サービスを終了させたため、原告はCGIサービスを利用することができなくなった。

(ウ) 平成17年6月13日当時、原告は、被告GMOインターネット株式会社（以下「被告GMO」という。）のサーバーに記憶させた別紙1の画像ファイルを、被告アネッツのサーバー上の原告のホームページで、連動させて閲覧できるようにしていたが、同日、被告アネッツは、被告アネッツのサーバー上の原告のホームページを閲覧できない状態にし、原告に対し、「原告のホームページ中に猥褻画像と特定の人物の個人名があるのでこれが削除されるまで閲覧停止措置を継続する」旨のメールを送付して、同年7月2日まで閲覧停止措置を継続した。

イ 被告GMOについて

(ア) 原告は、平成15年1月24日、被告GMO（契約当時の商号はベッコアメ株式会社）との間で、「ベッコアメ・インターネットサービス約

款」(甲ニ3)の内容にしたがい、被告GMOが提供するインターネット・サービスを原告が利用することができる「ベッコアメ・インターネット接続サービス契約」を締結し、サービスの利用を開始した。

(イ) 平成17年6月17日当時、原告は、被告GMOのサーバーに別紙1の画像ファイルを記憶させ、被告GMOのサーバー上の原告のホームページで閲覧できるようにしていたが、同日、被告GMOは、原告に対し、「原告のホームページにはベッコアメ・インターネットサービス約款第14条に反する内容が掲載されているので、すぐに削除すること。削除しなければインターネット・サービスを停止する。」旨の予告を行い、また、同年6月20日付けで、同趣旨の書面を送付した。

(ウ) このため、原告は、やむなく被告GMOのサーバー上に保存していた別紙1の画像ファイルの掲載内容を変更した(甲ニ2)。

ウ 被告ヤフー株式会社(以下「被告ヤフー」という。)について

(ア) 原告は、平成16年10月3日、被告ヤフーとの間で、「Yahoo!ウェブホスティングご契約の条件」(甲ハ3、以下「被告ヤフー利用約款」という。)の内容にしたがい、被告ヤフーが提供するインターネット・サービスを原告が利用することができる「Yahoo!ウェブホスティング契約」を締結し、サービスの利用を開始した。

(イ) 平成17年6月20日当時、原告は、被告GMOのサーバーに記憶させた別紙1の画像ファイルを、被告ヤフーのサーバー上の原告のホームページで、連動させて閲覧できるようにしていたが、同日、被告ヤフーは、原告に対し、「原告のホームページの内容が被告ヤフー利用約款第13条に反するので同月27日午後7時までに内容を変更すること。変更がない場合にはインターネットサービスの提供を停止する。」旨のメールを送付し、その後も同趣旨のメールを送付した。

(ウ) このため、原告は、やむなく被告GMOのサーバー上に保存していた

別紙1の画像ファイルの掲載内容を変更した(甲ニ2)。

エ 被告株式会社ライブドアホールディングス(以下「被告ライブドア」という。)について

(ア) 原告は、平成17年4月ころ、被告ライブドアとの間で、「livedoor Blog 利用規約」(甲ロ2)の内容にしたがい、被告ライブドアが提供するインターネット・サービスを原告が利用することができる「ウェブログ作成サービス契約」を締結し、サービスの利用を開始した。

(イ) 平成17年6月9日ころ、原告は、被告ライブドアのサーバーに別紙2の画像ファイルを記憶させ、被告ライブドアのウェブログで閲覧できるようにしていたが、同日、被告ライブドアは、原告のウェブログを閲覧停止状態にし、翌10日、原告に対し、「利用規約に抵触する内容が含まれていたため」閲覧停止措置をとったことを通告した。

2 争点

(1) 被告らによる閲覧停止措置又は削除要求の合理性—別紙1及び2の画像ファイルが全体として公序良俗に違反するか、又は約款所定の事由に該当するか。

(被告らの主張)

ア 被告アネッツの主張

被告アネッツは、原告が、ホームページにおいて、約款に違反する個人情報掲載、わいせつ画像の掲載をするなどしていることが判明したため、公序良俗に反する利用に当たるものとして、閲覧禁止等の措置をとったものである。

イ 被告GMOの主張

原告のホームページには、性器が明確に視認できるなど、わいせつと評価され、または少なくともわいせつと評価されるおそれのある写真や、18歳未満と思われる児童の衣服の全部をつけない姿態の写真が、不特定・

多数の者によって閲覧可能な状態に置かれていた。

さらに、日本国内の公共の場所で、原告を含む被撮影者が全裸となっていてるところを撮影した、公然わいせつ罪に該当する行為を撮影した写真もあった。

このような刑法又は「児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」により禁止されているわいせつ物又は児童ポルノに該当する写真を掲載したホームページの開設・運営が公序良俗に違反することは明らかである。

そこで、被告GMOは、別紙1の画像の公開が、約款14条の「公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、あるいはそれを助長する行為」、「公序良俗に反する情報を他の契約者、もしくは第三者に提供する行為」、「未成年者にとって有害と認められる情報の売買、譲受または掲載する行為、あるいはそれらを助長する行為。また、以上のおそれがある行為」、「法令に違反する行為や犯罪的行為、もしくはそのおそれがある行為、あるいはそれを幫助する行為」、「その他当社が不適切と判断する行為」に該当するものと判断し、約款29条の規定に基づき閲覧禁止予告をしたものである。

ウ 被告ヤフーについて

原告のホームページには、屋外において、全裸で性器を露出した状態の人物を撮影した写真が掲載されている。本来着衣であるべき屋外において、全裸で、特に性器を露出した状態の人物を撮影した写真は、現在の我が国においては、品性を欠く、嫌悪感を与える等の評価を避けることができない。また、本件ウェブサイトにおける画像の公開は、わいせつ物陳列罪や児童ポルノ陳列罪に該当する可能性がある。そして、画像の中には、撮影時の被写体の人物の行為が、公然わいせつ罪に問われる可能性があるものもある。

そこで、被告ヤフーは、原告のホームページの公開が、被告ヤフー利用約款13条2項の「公序良俗に反する」行為、または、13条4項1号の、「猥褻・猥雑なもの」、「品性を欠くもの」、「嫌悪感を与えるもの」、「倫理的観点などから問題のあるもの」に該当すると判断し、閲覧禁止予告をしたものである。

エ 被告ライブドアについて

原告が閲覧を要求する別紙2の画像ファイルには、生殖器が露呈している内容を含むものがあり、当該画像ファイルは公然わいせつ罪を構成するものとして公序良俗に反する。生殖器が明らかに露呈していない画像についても、わいせつ画像に該当する。また、幼児の裸体を含むものについては、近年問題になっている性犯罪を誘発する恐れがある。さらに、見る人によっては、不快感を与える可能性が高い内容の画像を含むものである。

そこで、被告ライブドアは、原告のウェブログの公開が、livedoor Blog 利用規約第5条の、「犯罪を誘発する表現など公序良俗に反する行為」、「ウェブログ閲覧者に不快感を与える行為」に該当すると判断し、閲覧禁止の措置をとったものである。

(原告の主張)

原告が主張し、普及しようとしているナチュラルズムの思想は、人間自身の自然な姿への回帰を理想とする真面目で健全な思想であり、ヨーロッパやアメリカでは、政府や地方自治体の公式ホームページの観光案内にも紹介され、公立の施設まで用意されるなど、社会的に一定の理解が得られている思想である。

原告が公開していた裸体の写真は、原告の開設している「Naturism Home Page」を通じて公開されていたものであり、ナチュラルズム思想を具体化し、視覚的に理解を求めらるうえで欠くことのできないものである。

そして、掲載されていた写真も、単なる興味本位のヌード写真ではなく、

ナチュリズム思想という真面目な意図に基づくものであり、原告及び原告の友人によるナチュリズム思想の実践、そして、外国におけるナチュリズム思想に基づいて行動する人々の写真であって、性交の場面や、ことさら性器を強調したようなものは一切ない。自然な姿において必然的に描写される男性器については、現在の日本では、わいせつとは言えない。

したがって、原告が被告らのインターネット・サービスを利用して公開していた写真は、一体としてわいせつ物には当たらず、公序良俗に違反するものとは言い難い。

加えて、原告が行っていたような男女の裸像の公開をもって性犯罪を誘発する明白な危険性も見出せない。

被告らインターネット関連企業は、情報弱者である一般大衆の情報に接する機会を握って支配しているものといえ、公権力に準ずるような絶大な支配力を有していると言えるから、本件のような、いわば表現の自由の制限の問題については、公権力による制限の問題に準じて、慎重な判断が必要である。

よって、原告は、被告らに対し、インターネット・サービス利用契約に基づき、別紙1及び2の画像ファイルを、インターネット上閲覧可能にするよう求める。

- (2) 被告らが閲覧禁止等の措置をとるに際し、原告に対し、説明義務、弁解、反論の機会を与える義務を怠ったか。

(原告の主張)

被告らによる原告の表現の自由の制限行為は、原告の表現行為の機会を事実上奪い去ってしまうものであるから、少なくとも、憲法上の手続保障（憲法31条）の考えに基づいて、サービスを停止すべきか否か判断しなければならない。したがって、被告らは、原告に対して、信義則上（民法1条2項）、契約関係から生ずる付随的義務として、原告の行為が被告らの定めたとの約款にどのように違反するのか正確に説明する義務（説明義務）及び原

告に対して弁解，反論する機会を与える義務があると言わなければならない。

しかるに，被告らは，一方的に写真の削除をし，あるいは，原告に対して一方的に削除を求め，削除に応じない場合にはインターネット・サービスの提供を停止する旨迫り，理由を明らかにするよう求めても，何らの回答もなしか，公序良俗に反する旨の紋切り型の回答をしたのみであった。

このような被告らの行為は，憲法 31 条の手續保障の趣旨に反し，契約関係から生ずる付随義務に違反するものである。

(被告らの主張)

ア 被告GMOの主張

原告と被告GMOとの契約は，あくまで私人間の契約であるから，憲法 31 条が直接適用されることはなく，原告の主張は失当である。

また，一般の私人間の契約においては，事前に相手の言い分を聞かない限り，債務不履行を主張したり，解除通知を発することができないなどとは解されておらず，原告の主張は独自の見解に過ぎない。

イ 被告ヤフーの主張

原告は，利用約款に同意のうえ，「Yahoo! ウェブホスティング」を利用しているのであるから，被告ヤフーは，原告が禁止事項に当たる行為をすれば，利用約款にしたがって利用停止等の措置を講じることができるのは当然のことである。

したがって，原告の手續違反の主張は失当である。

ウ 被告ライブドアの主張

被告ライブドアと原告とは，ブログ利用契約を締結する対等な私人関係であって，支配関係にはない。したがって，被告ライブドアと原告との間で憲法 31 条の規定が直接的にも間接的にも適用されることはない。

また，原告は，あくまで被告ライブドアが定める範囲内でプログラムシステムの利用を許諾されているに過ぎず，被告ライブドアが，利用規約に

したがってする閲覧停止等の措置は、被告ライブドアに裁量権の明白な逸脱がない限り、違法ではない。

(3) 被告アネッツがシェル型サービスの提供を停止したことの合理性

(原告の主張)

被告アネッツは、約款20条2項で保障した3か月前までの書面での事前予告通知をすることなく、シェル型サービスを平成16年10月5日から平成17年2月21日まで、そして、平成17年8月31日以降停止させ、原告が自己の考えを主張したり、インターネット利用者との意見の交換をすることができない状態にした。

(被告アネッツの主張)

シェル型サービスとは、ネット先のUNIXサーバーをユーザーが利用できる機能を言うが、セキュリティー上の問題から、このサービスを制限する方向にある。被告アネッツは、平成13年4月に、すべてのインターネット事業を株式会社ベッコアメ・インターネットに移管したため、シェル型サービスの提供を停止した経緯は良くわからないが、「電気通信設備の保守上やむを得ないとき」(約款(甲イ5)17条3項1号)に該当し、合理性があるものと考えられる。

(4) 損害賠償請求権

(原告の主張)

被告らによる原告のホームページの内容変更の強要やインターネット・サービスの制限により、原告は、真面目なナチュラルリズムの考え方に則った表現の自由を侵害され、精神的な苦痛を現在も被っている。原告のこの苦痛に対する慰謝料としては、被告アネッツにつき200万円、その余の被告につき各100万円が相当である。

よって、原告は、被告らに対し、不法行為に基づき、上記各金員及びこれに対する不法行為の後である各訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所

定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告らの主張)

争う。

第3 裁判所の判断

1 争点(1) (被告らによる閲覧停止措置又は削除要求の合理性) について

(1) 被告アネッツについて

ア 前提事実、証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 原告は、平成7年12月8日、被告アネッツとの間で、「ASKインターネットサービス約款」(甲イ5)の内容にしたがい、「ASKNETインターネット接続サービス契約」を締結した。同約款には、「明らかに公序良俗に反する態様においてASKインターネットサービスを利用したとき」には、「期限を定めてASKインターネットサービスの提供を停止する」ことがある旨の規定(17条1項5号)がある(甲イ5)。

(イ) 平成17年6月13日当時、原告は、被告GMOのサーバーに記憶させた別紙1の画像ファイルを、被告アネッツのサーバー上の原告のホームページで、連動させて閲覧できるようにしていた。

別紙1のB-1ないし4は、幼児、児童、成人を含む男女が屋外で全裸でいるところを写した写真であり、中には、男性の性器が明確に視認できるものが含まれている。

別紙1のB-5ないし17は、日本国内で、男性が屋外に全裸でいるところを写した写真であり、中には、男性の性器が明確に視認できるものが含まれている。

(ウ) 平成17年6月13日、被告アネッツは、被告アネッツのサーバー上の原告のホームページを閲覧できない状態にし、原告に対し、「ホームページに個人情報の掲載、わいせつ画像の掲載がされていることから、

閲覧をできない状態にさせていただきます。削除してご連絡をください。」とのメールを送付した（甲イ2）。

これに対し、原告が、平成17年6月24日から同年7月2日までの間、ホームページの個人情報をイニシャルに置き換え、裸の画像を削除して、被告アネッツに連絡したところ（甲イ3の1）、同日、閲覧停止措置は解除された（弁論の全趣旨）。

イ 以上認定の事実によれば、被告アネッツは、明らかに公序良俗に反する態様でインターネットサービスが利用された場合には、期限を定めてサービスの提供を停止することができるほか、その前提として、当然に、閲覧停止措置をとることもできると解すべきである。

そして、前記認定の画像ファイルの内容に照らせば、上記画像ファイルを、不特定、多数の者が閲覧できるホームページで公開することは、わいせつ物の公然陳列（刑法175条）、児童ポルノ（衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの）の公然陳列（児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律2条3項3号、7条4項）にも該当するおそれのある行為であると言いうことができ、これらを掲載したホームページの開設・運営は、明らかに公序良俗に違反すると言える。

したがって、被告アネッツが、原告のホームページを閲覧できない状態にさせたことは、前記約款に基づく合意に照らして合理的であって、何ら違法な点は認められない。

なお、原告は、被告アネッツは4年間もの間、原告のホームページを黙認していた旨陳述する（甲6）。しかしながら、仮に被告アネッツが従前、原告のホームページに対し、異議を述べなかつたとしても、そのことのみをもって、被告アネッツが前記約款に基づき、公序良俗に反する画像の閲覧制限措置を取る権利を放棄したとは言い難いし、他に上記権利を放棄し

たような事情は窺うことができないから、前記認定を左右するものではない。

(2) 被告GMOについて

ア 前提事実、証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 原告は、平成15年1月24日、被告GMOとの間で、「ベッコアメ・インターネットサービス約款」(甲ニ3)の内容にしたがい、「ベッコアメ・インターネット接続サービス契約」を締結した。同約款14条には、「公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、あるいはそれを助長する行為」(5号)、「公序良俗に反する情報を他の契約者、もしくは第三者に提供する行為」(6号)、「未成年者にとって有害と認められる情報の売買、譲受または掲載する行為、あるいはそれらを助長する行為。また、以上のおそれがある行為」(7号)、「法令に違反する行為や犯罪的行為、もしくはそのおそれがある行為、あるいはそれを幫助する行為」(8号)、「その他当社が不適切と判断する行為」(20号)に該当する行為を禁止し、「禁止行為に該当する行為を行ったときは接続サービスの利用を停止することがある」(29条1項3号)旨の規定がある(甲ニ3)。

(イ) 平成17年6月17日当時、原告は、被告GMOのサーバーに別紙1の画像ファイルを記憶させ、被告GMOのサーバー上の原告のホームページで閲覧できるようにしていた。

別紙1画像ファイルの内容は、前記(1)ア(イ)に認定のとおりであり、男性の性器が明確に視認できるものが含まれている。

(ウ) 平成17年6月17日、被告GMOは、原告に対し、電話で、原告のホームページに、前記約款14条に反する内容が掲載されているので、すぐに削除することを求め、また、同月20日、同月30日までの削除を求めると共に、期限を越えて掲示が停止されない場合は、会員規約に

基づき、サービスの提供を停止する旨の書面を送付した（甲ニ2）。

(エ) このため、原告は、平成17年6月24日、やむなく被告GMOのサーバー上に保存していた別紙1の画像ファイルの掲載内容を変更した（甲ニ2）。

イ 以上認定の事実によれば、被告GMOは、公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為が行われた場合には、サービスの提供を停止することができるほか、その前提として、当然に、削除を求めることもできると解すべきである。

そして、前記認定の画像ファイルの内容に照らせば、上記画像ファイルを、不特定、多数の者が閲覧できるホームページで公開することは、前記認定のとおり、わいせつ物の公然陳列、児童ポルノの公然陳列にも該当するおそれのある行為であると言いうことができ、これらを掲載したホームページの開設・運営は、公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為であると言える。

したがって、被告GMOが、原告のホームページの画像の削除を要求し、削除しない場合にはサービスの提供を停止する旨告知したことは、前記約款に基づく合意に照らして合理的であって、何ら違法な点は認められない。

(3) 被告ヤフーについて

ア 前提事実、証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 原告は、平成16年10月3日、被告ヤフーとの間で、被告ヤフー利用約款（甲ハ3）の内容にしたがい、「Yahoo!ウェブホスティング契約」を締結した。同約款13条には、「法令により禁止されている事項もしくは公序良俗に反する事項を行い、または第三者にこれを行わせてはならない。」（2項）、「猥褻・猥雑なもの、品性を欠くもの、倫理的観点などから問題のあるものを本サービスを通じて本件ウェブサイト上に掲載、他人に開示、提供または送付してはならない。」（4項1号）、

「未成年者を害するような行為をしてはならない。」（4項2号），27条には，「お客様が本利用契約に定める義務に違反した場合，直ちに催告なしに本利用契約の全部あるいは一部の利用停止，または解除を行うことができる。」（1項1号）旨の規定がある（甲ハ3）。

(イ) 平成17年6月20日当時，原告は，被告GMOのサーバーに記憶させた別紙1の画像ファイルを，被告ヤフーのサーバー上の原告のホームページで，連動させて閲覧できるようにしていた。

別紙1画像ファイルの内容は，前記(1)ア(イ)に認定のとおりであり，男性の性器が明確に視認できるものが含まれている。

(ウ) 平成17年6月20日，被告ヤフーは，原告に対し，原告のコンテンツ内容に，前記約款13条に抵触するものが掲載されているので，同月27日までに変更することを求め，また，変更されない場合は，サービスの提供を停止する旨のメールを送付した（甲ハ2の1）。

(エ) このため，原告は，やむなく被告GMOのサーバー上に保存していた別紙1の画像ファイルの掲載内容を変更した（甲ハ2の4）。

イ 以上認定の事実によれば，被告ヤフーは，公序良俗に反する行為，わいせつなもの，品性を欠くもの，倫理的観点などから問題のあるものをウェブサイトに掲載した場合，サービスの提供を停止することができるほか，その前提として，当然に，削除を求めることもできると解すべきである。

そして，前記認定の画像ファイルの内容に照らせば，上記画像ファイルを，不特定，多数の者が閲覧できるホームページで公開することは，前記認定のとおり，わいせつ物の公然陳列，児童ポルノの公然陳列にも該当するおそれのある行為であると言いうことができ，これらを掲載したホームページの開設・運営は，公序良俗に反する行為であると言える。

したがって，被告ヤフーが，原告のホームページの画像の削除を要求し，削除しない場合にはサービスの提供を停止する旨告知したことは，前記約

款に基づく合意に照らして合理的であって、何ら違法な点は認められない。

なお、原告は、被告ヤフーのお客センターの担当者は平成17年6月14日、原告に対し、裸体画像を掲載することに介入しないと回答していた旨陳述する（甲6）。しかしながら、仮に担当者が一旦介入しないと述べたとしても、被告ヤフーが前記約款に基づき公序良俗に反する画像の閲覧停止措置を取る権利を放棄したとは言い難いし、他に上記権利を放棄したような事情は窺うことはできないから、前記認定を左右するものではない。

(4) 被告ライブドアについて

ア 前提事実、証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 原告は、平成17年4月ころ、被告ライブドアとの間で、「livedoor Blog 利用規約」（甲ロ2）の内容にしたがい、「ウェブログ作成サービス契約」を締結し、サービスの利用を開始した。利用規約5条には、「利用者が、過激な性描写、犯罪を誘発する表現、公序良俗に反する行為やウェブログ閲覧者に不快感を与える行為を行った場合、弊社は当該利用者のウェブログを削除し、以後の利用を禁止する場合がある。」旨の規定がある（甲ロ2）。

(イ) 平成17年6月9日当時、原告は、被告ライブドアのサーバーに別紙2の画像ファイルを記憶させ、被告ライブドアのウェブログで閲覧できるようにしていた。

別紙2は、幼児、児童、成人を含む男女が屋外で全裸でいるところを写した写真であり、中には、男性の性器が明確に視認できるものが含まれている。

(ウ) 平成17年6月9日、被告ライブドアは、原告のウェブログを閲覧停止状態にし、翌10日、原告に対し、「利用規約に抵触する内容が掲載されていたため、利用を停止した」旨通告した（甲ロ1の1, 2）。

イ 以上認定の事実によれば、被告ライブドアは、利用者が公序良俗に反する行為、ウェブログ閲覧者に不快感を与える行為を行った場合、ウェブログを削除することもできるほか、その前提として、当然に、閲覧停止措置をとることもできると解すべきである。

そして、前記認定の画像ファイルの内容に照らせば、上記画像ファイルを、不特定、多数の者が閲覧できるホームページで公開することは、わいせつ物の公然陳列、児童ポルノの公然陳列にも該当するおそれのある行為であると言いきことができ、これらを掲載したホームページの開設・運営は、公序良俗に反する行為であると言える。

したがって、被告ライブドアが、原告のウェブログの画像の閲覧停止措置をとったことは、利用規約に基づく合意に照らして合理的であって、何ら違法な点は認められない。

なお、原告は、被告ライブドアの担当者は、平成17年4月11日、原告のホームページを確認した旨のメールを送付した旨陳述する（甲6）。

しかしながら、仮に担当者が従前ホームページを確認したと述べていたとしても、被告ライブドアが利用規約に基づき公序良俗に反する画像の閲覧停止措置を取る権利を放棄したとは言い難いし、他に上記権利を放棄したような事情は窺うことはできないから、前記認定を左右するものではない。

(5) 原告の主張について

ア 原告は、原告が公開していた裸体の写真は、ナチュラルズム思想という真面目な意図に基づくものであり、性交の場面や、ことさら性器を強調したようなものは一切なく、わいせつとは言えない旨主張する。

確かに、証拠によれば、原告は、ナチュラルズムに共感し、これを日本に紹介しようとしていること（甲1, 6, 8）、裸で自然に帰るという思想が理解を得ている特定の地域も存すること（甲2, 5）、別紙1の画像が、

性交場面やことさら性器を強調するような画像とは異なること（弁論の全趣旨）が認められる。

しかしながら、意図としては、ナチュラルズムという一つの思想に基づく行為であったとしても、性器の明確に視認できる画像の公開という行為自体は、一般社会通念上、①徒に性欲を興奮又は刺激せしめ、②通常人の正常な性的羞恥心を害し、③善良な性的道義観念に反するものと評価せざるを得ない。したがって、原告のホームページの公開が公序良俗に反すると前記認定を覆すことはできない。

イ また、原告は、自然な姿において必然的に描写される男性器については、現在の日本では、わいせつとは言えない旨主張する。しかしながら、原告の上記主張については、平成18年11月に、社団法人電気通信事業者協会がまとめた「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」においても「性器が確認できる画像又は映像」にわいせつ性が認められると考えられていること（丁5）に照らし、採用することができない。

ウ さらに、原告は、本件のような、いわば表現の自由の制限の問題については、公権力による制限の問題に準じて、慎重な判断が必要であると主張する。

しかしながら、インターネット・サービスの利用にあたって、公序良俗に反する表現を制限することには十分な合理性があること、前記認定のとおり、別紙1、2の画像が公序良俗に違反すると認められることからすれば、上記画像の公開が原告の表現の自由に関わる問題であることを考慮しても、前記認定を覆すことはできない。

エ よって、被告らの措置が、原告への債務不履行又は不法行為にあたるとは言えない。

2 争点(2)（説明義務，弁解，反論の機会を与える義務違反の有無）について

(1) 原告は、被告らによる原告の表現の自由の制限行為は、原告の表現行為の

機会を事実上奪い去ってしまうものであるから、少なくとも、憲法上の手続保障（憲法31条）の考えに基づいて、被告らには、信義則上（民法1条2項）、契約関係から生ずる付随的義務として、原告の行為が被告らの定めたどの約款にどのように違反するのかを説明し（説明義務）、原告に対して弁解、反論する機会を与える義務があると主張する。

しかしながら、原告と被告らとの契約は、インターネット・サービス利用契約とはいえ、あくまで私人間の契約であるから、その規律は、第一次的には契約条項、約款の内容に委ねられると解すべきである。

したがって、約款の規定にかかわらず、被告らに一律に説明義務、弁解、反論を与える義務があるとする原告の主張は採用できない。

(2) なお、被告らにつき、個別に検討すると、以下のとおりである。

ア 被告アネッツについて

前記認定のとおり、被告アネッツは、平成17年6月13日、原告のホームページを閲覧できない状態にし、原告に対し、「ホームページに個人情報掲載、わいせつ画像の掲載がされていることから、閲覧をできない状態にさせていただきます。削除してご連絡をください。」とのメールを送付した（甲イ2）ことが認められる。

そして、さきに認定、説示したとおり、閲覧停止措置は、約款上、サービスの提供を停止する措置がとれる前提として当然認められるものと解されるどころ、その手続については約款上がないこと（甲イ5）、明らかな公序良俗が継続しているような場合には、とりあえず、画像の公開を停止して、原告自らの削除の検討を促す対応も合理性があると考えられることからすれば、被告アネッツの対応に義務違反は認められない。

この点に関し、約款17条2項には、「前項の規定によりASKインターネットサービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめ、その理由、実施期日及び実施期間を契約者に通知する。」旨の定めがあることが

認められる（甲イ5）。しかしながら、閲覧停止措置は、インターネットサービス自体の停止とは異なる概念と考えられるから、約款17条2項に基づき、被告アネッツの対応に義務違反があったとすることはできない。

イ 被告GMOについて

前記認定のとおり、被告GMOは、平成17年6月17日、原告に対し、原告のホームページを削除することを求め、同月20日には、期限を越えて掲示が停止されない場合は、会員規約に基づきサービスの提供を停止する旨の書面を送付した（甲ニ2）ことが認められる。

そして、約款に「禁止行為に該当する行為を行ったときは、接続サービスの利用を停止することがある」（29条1項3号）旨の規定がある（甲ニ3）ことは前記認定のとおりであるから、その前提として、顧客に対し任意の削除を求めることは何ら約款に違反する行為とは言えず、被告GMOの対応に義務違反があったとすることはできない。

ウ 被告ヤフーについて

前記認定のとおり、被告ヤフーは、平成17年6月20日、原告に対し、原告のホームページを変更することを求め、変更されない場合は、サービスの提供を停止する旨のメールを送付した（甲ハ2の1）ことが認められる。

そして、被告ヤフー利用約款に、「お客様が本利用契約に定める義務に違反した場合、直ちに催告なしに本利用契約の全部あるいは一部の利用停止、または解除を行うことができる。」（27条1項1号）旨の規定がある（甲ハ3）ことは前記認定のとおりであるから、その前提として、顧客に対し、任意の削除を求めることは何ら約款に違反する行為とは言えず、被告ヤフーの対応に義務違反があったとすることはできない。

エ 被告ライブドアについて

前記認定のとおり、被告ライブドアは、平成17年6月9日、原告のウ

ウェブログを閲覧停止状態にし、翌10日、原告に対し、「利用規約に抵触する内容が掲載されていたため、利用を停止した」旨通告した（甲ロ1の1, 2）ことが認められる。

そして、利用規約の5条には、「利用者が禁止行為を行った場合、弊社は当該ウェブログを削除する場合がある」旨記載されていることに照らせば、その前提として、閲覧停止措置も当然許されると解され、被告ライブドアの対応に義務違反があったということとはできない。

(3) よって、被告らには、手続上の義務違反も認められない。

3 争点(3) (シェル型サービスの提供停止の合理性) について

(1) 原告と被告アネッツとの契約が、当初、シェル型サービスの提供を含むものであったことは当事者間に争いが無い。

原告は、被告アネッツが、約款20条2項で保障した3か月前までの書面での事前予告通知をすることなく、シェル型サービスを平成16年10月5日から平成17年2月21日まで、そして、平成17年8月31日以降停止させ、原告が自己の考えを主張したり、インターネット利用者との意見の交換をすることができない状態にしたことは、契約に違反する旨主張する。

(2) この点に関し、前提事実、証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 被告アネッツは、平成16年10月13日、上位ネットワーク会社のデータセンター新設に伴い、データセンターとサポートセンターを移転することとなった（甲イ4の2）。

イ 当時、シェル型サービスについては、顧客が外部からサーバー内に自由に自分のプログラムを構築できることから、サーバーのセキュリティ上問題があるとされ、他のインターネット・サービス業者でもシェル型サービスの提供を見直す方向にあった（弁論の全趣旨（第5回弁論準備手続調書））。

ウ 被告アネッツは、データセンターの移転に伴い、セキュリティ上の問題から、telnetでの接続を制限して、シェル型サービスの提供を終了させることとした。そして、新サーバーでは、CGIプログラムに対応できない事態が生じることが予想されたことから、これに先立つ平成16年10月5日、顧客に対し、「データセンター移転に伴う各種変更のお知らせ」と題する文書を送付して、対応できないCGIプログラムが生じることへの理解を求めた（甲イ4の2）。

エ 平成16年10月13日のデータセンターの移転に伴い、原告のCGIプログラムの動作に支障が生じた。これに対し、原告が苦情を述べたことから、被告アネッツは、特別に、原告のみにCGIプログラムの動作環境を確保して、原告のみに、当面シェル型サービスの提供を継続する扱いとした（甲イ4の1、弁論の全趣旨）。

オ 平成17年8月31日、原告のためにCGIプログラムを作動させていたサーバーに故障が発生した。

原告は、直ちに被告アネッツに連絡したが、被告アネッツは、サーバー自体が起動しなくなり、ディスクにも異音が発生し、修復不可能となったこと、同タイプのサーバーが生産されていないこと、したがって、シェル型サービスの提供を終了せざるを得ないことを通知した（甲イ4の1）。

これに対し、原告からは、再検討の依頼がなされたが、同年9月1日、被告アネッツは、原告に対し、ディスクを読み込むためには以前と同じタイプのサーバーが必要なこと、シェル型サービスは既に終了しているが、今後も継続するとコストがかかるため、原告のみに特別に運用してきた扱いもこれ以上は継続できない旨通知し、シェル型サービスの提供を終了した（甲イ4の2）。

(3) 平成16年10月13日の提供中止について

前記認定事実によれば、原告へのシェル型サービスの提供が、平成16年

10月13日からしばらくの間、中止されたことが認められる。

しかしながら、前記認定のとおり、サービスの中止は、データセンターの移転に伴うやむを得ぬ事態であったこと、その後一定期間サービスの停止が継続したことも、原告のみに特別にシェル型サービスを継続する動作環境を整えるためにはやむを得ない事態であったと解されることに照らせば、約款17条3項1号にいう「電気通信設備の保守上やむを得ないときはサービスの提供を中止することがある」旨の規定に則った措置と認めることができ、被告アネッツのサービスの中止が義務違反とは認められない。

この点につき、原告は、被告アネッツから、事前の予告通知が無かった点を問題とする。

確かに、約款17条4項には、「当社は、前項第1号の規定によりASKインターネットサービスの提供を中止しようとするときは、その10日前までにその旨を契約者に、当社の定める方法で通知する。」旨の規定があることが認められる（甲イ5）。これに対し、被告アネッツの通知は平成16年10月5日であり、シェル型サービスの提供に支障を生じたと考えられる同月13日までには、8日間しか期間がなかったことになる。

しかしながら、事前の書面による告知自体は行われていること、通知を10日前としたのは手続規定であって、それを欠いたからといって、直ちにシェル型サービスの中止自体が許容できなくなるわけではないことに照らせば、被告アネッツが、平成16年10月13日に、シェル型サービスの提供を中止したことに、義務違反があるとは言えない。

(4) 平成17年8月31日のサービス廃止について

前記認定事実によれば、原告へのシェル型サービスの提供が、平成17年8月31日に廃止されたことが認められる。

しかしながら、約款20条1項には、「当社は、都合によりASKインターネットサービスの特定の品目のサービスを廃止することがある」旨定めら

れていること（甲イ5）、前記認定のとおり、シェル型サービスの提供は、同種業者においても、セキュリティ上の観点から見直される方向にあったことからすれば、廃止したことが義務違反とは認められない。

この点につき、原告は、被告アネッツから、3か月前までの書面による通知がなかった点を問題とする。

確かに、約款20条2項には、「前項の規定によりサービスの廃止をするときには、契約者に対し廃止する3か月前までに書面によりその旨を通知する」旨の規定があることが認められる（甲イ5）。

しかしながら、シェル型サービスは廃止の方向にあり、CGIプログラムに対応できない事態が生じることについては、既に平成16年10月5日付けの文書によって、そのころ原告に告知済みであること、平成17年8月31日の廃止は、原告のみのために特別に確保していたサーバーに故障が発生し、緊急やむを得ない事態に基づくものであったことからすれば、原告の主張は採用できない。

(5) 以上によれば、被告アネッツにおいて、シェル型サービスの提供を一時中止し、その後廃止したことについても、被告アネッツに義務違反があったとは認められない。

4 以上認定の事実によれば、被告らの対応に、義務違反があったと認めることはできない。

よって、原告の請求は、その余の点につき判断するまでもなく、いずれも理由がないから、棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第30部

裁判長裁判官 秋 吉 仁 美

裁判官 田 代 雅 彦

裁判官 古 谷 真 良

別紙 1

平成17年6月13日当時、原告がベッコアメに置いていた、次の裸の画像ファイル

[私の Naturism/Nudism/CO(Clothing Optionality)]に掲載

B-1 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/als-8820.jpg>

B-2 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/Canada/CN001.jpg>

B-3 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/Canada/CN014.jpg>

B-4 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/Canada/CN019.jpg>

[岩手県下閉伊郡田老町真崎海岸にて]に掲載

B-5 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/Taro/Take001.jpg>

B-6 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/Taro/Take005.jpg>

[静岡県静岡市梅ヶ島温泉郷の近くにて]に掲載

B-7 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/Ume/UME002.jpg>

B-8 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/Ume/UME006.jpg>

B-9 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/Ume/UME011.jpg>

[兵庫県神戸市(垂水区と須磨区の境界付近)の海岸で]に掲載

B-10 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/Kobe/PIC00090.jpg>

B-11 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/Kobe/PIC00095.jpg>

[山梨県南巨摩郡身延町(富士川と早川の合流地点付近)の川岸で]に掲載

B-12 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/Hayakawa/haya1.jpg>

B-13 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/Hayakawa/haya2.jpg>

B-14 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/Hayakawa/haya3.jpg>

B-15 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/Hayakawa/haya4.jpg>

B-16 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/Hayakawa/haya5.jpg>

B-17 <http://www.ni.bekkoame.ne.jp/oyanz/Naturism/Photos/Hayakawa/haya6.jpg>

別紙 2

平成17年6月9日当時、原告がライブドアブログに掲載していた、次の裸の画像ファイル

- L-1 als-8820.jpg
- L-2 als-0833.jpg
- L-3 82450021.JPG
- L-4 n30.jpg
- L-5 o049.jpg

これは正本である。

平成 19 年 8 月 30 日

東京地方裁判所民事第 30 部

裁判所書記官 三井友和

